

社外取締役を「複数に」

金融庁・東証 上場企業に指針

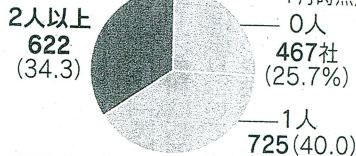
政府は上場企業に複数の社外取締役を置くよう促す。金融庁と東京証券取引所がつくる企業統治の新指針に社外取締役を複数確保することを盛り込む方針だ。法律による義務付けではないものの、企業に導入する意思があるかどうかの公表を求める。社外から経営を監視する取締役を増やし、成長投資を促す狙いだ。(関連記事5面に)

政府は上場企業に複数の社外取締役を置くよう促す。金融庁と東京証券取引所がつくる企業統治の新指針に社外取締役を複数確保することを盛り込む方針だ。法律による義務付けではないものの、企業に導入する意思があるかどうかの公表を求める。社外から経営を監視する取締役を増やし、成長投資を促す狙いだ。(関連記事5面に)

6月までに導入する。新指針は政府が6月にまとめた成長戦略の柱の一つだ。政府は社外取締役を増やすことで、企業がため込んでいた資金を設備投資や株主配当の増額などに活用し、経済の好循環に結びつくような効果を期待している。

新指針は東証の上場規則で、企業に賛同するかどうかを意思表明するよう義務付ける。社外取締役を複数置かない企業は東証に毎年提出する「コーポレートガバナンス報告書」で、その理由を開示するよう求める方向だ。東証の調べでは東証1部上場企業で、社外取締役が2人以上いるのは全体の34%。時価総額上位100社でも8割程度だ。上場企業は「3年後をメドに社外取締役を複数にする」などの開示でも指針に賛同している。企業には一律の基準への抵抗感が根強い。これまでの有識者会議で「社外取締役の人数と企業の収益性には一律の因果関係がない」などの意見が産業界から出た。ソニーは12人の取締役のうち9人が社外取締役だが、経営不振が長引いている。

複数の社外取締役がいる東証1部上場企業はまだ3社に1社(東証調べ、7月時点)



案を示す。21日までに社外取締役の複数化を盛り

企業統治の効果高める

社外取締役複数化 意見述べやすく

社外取締役を複数にする狙いは、取締役会などを発議することも考えられる。企業統治強化の効果を高めることにある。1人だとする企業では「社長のと孤立しかねないが、複数なら連携して会社に情報提供を求めたり、社長に反対意見を述べたりしやすくなる。もっとも経営者の意識が変わらないと、社長の意見に何でも賛成するような社外取締役が増えるだけで終わる可能性もある。(1面参照)

取締役会は法的には過半数で経営上の重要事項を決められる。だが実際には摩擦を避けようと全会一致を原則にする会社が多い。経営共創基盤の冨山和彦・最高経営責任者は「少数派でも社外取締役が結束して反対すれば議案の差し戻しも可能」と話す。設備投資計画に対し「もっと強気に」と上方修正を迫るなど

攻めのガバナンス効果を発揮することも考えられる。だが形式のみ整えようとする企業では「社長のと孤立しかねないが、複数なら連携して会社に情報提供を求めたり、社長に反対意見を述べたりしやすくなる。もっとも経営者の意識が変わらないと、社長の意見に何でも賛成するような社外取締役が増えるだけで終わる可能性もある。(1面参照)

一方、東証上場企業の98%を占める「監査役会設置会社」は今でも社外監査役が2人以上必要。コードに従って社外取締役を複数選べば、社外役員が合計4人以上求められる。

中小規模の上場企業では人材確保が難しくなり、そこで「監査等委員会設置会社」への移行を真剣に考える企業が増えるだろう。(会社法に詳しい塚本英巨弁護士)との見方が強まっている。(編集委員 塩田宏之)